

令和7年度 病児保育 登録申込みのお知らせ

■病児保育とは

お子さんが病気にかかっていたり、回復期にあって安静にする必要があることなどから幼稚園や小学校に通うことができず、保護者が仕事等のため家庭で保育ができない場合に利用できます。

■施設名称

奥出雲町病児保育施設「ほっとすてい」

-奥出雲町三成1622-5 (みなり薬局向かい側) -

■対象児童

次のいずれにも該当する児童

- (1) 当面病状の急変は認められないが、病気が回復していない生後1年から小学校6年生までの児童
- (2) 勤務等の都合により、家庭での保育が困難な園児や児童
- (3) かかりつけ医師等の許可のあるもの

■利用できる病気と症状

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常かかる疾患や、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等の感染症疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などで、医療行為の必要がなく症状の急変が認められない場合です。

※ ただし、次の場合は利用できません。

- ・ 38.5℃以上の発熱が続いている
- ・ 下痢、嘔吐がひどい
- ・ 脱水症状がある
- ・ 咳がひどく呼吸困難がある
- ・ 食欲がなく、ほとんど食べたり飲んだりできない
- ・ その他、医師が利用できないと判断した場合

■利用定員

1日につき2人（連続して利用できるのは、5日間まで）

■利用日時

月曜日から金曜日の午前8時から午後6時まで

（休館日：国民の休日、8月13日～8月15日、12月29日～翌年1月3日）

■利用料

- ・ 利用料 2,000円/日（生活保護世帯は無料）

■登録申込み

申込期間：令和7年1月20日（月）～ 随時受付をします。

※ただし、4月初日の登録を希望される場合は、3月19日（水）までに申込みください。

申 込 先：各幼稚園、各小学校、こども家庭支援課（仁多庁舎）、税務課（横田庁舎）

提出書類：病児保育事業利用登録申請書、重要事項確認書

※お子さんの成長等を確認させていただく必要があるため、毎年度登録が必要です。



＜お問い合わせ＞

奥出雲町役場仁多庁舎 こども家庭支援課

電話：0854-54-2504

有線：31-5000（内線5166）